

日本家庭科教育学会選挙管理委員会内規

I 選挙管理委員会の任務

1. 選挙管理委員会は、理事選挙規定及び本内規にもとづいて、理事選挙及び会長選挙を実施する。
2. 選挙管理委員会は、選挙公示、選挙実施要領（選挙日程を含む）、有権者名簿、被選挙人名簿を作成し、公正な選挙を行うための実務を担う。

II 有権者名簿の作成

1. 理事選挙規定にもとづいて、5つの選挙ブロック区を決定する。選挙ブロック区は、それぞれの所属機関の所在地とし、所属機関のない者や非常勤の者は居住地とする。
2. 選挙管理委員会は、有権者名簿（案）を作成し、8月発行の学会誌に同封して全会員に送付する。当該年度の6月末日までに、当該年度およびその前年度の会費が未納の者は、有権者名簿から削除する。当該年度の6月までに新規に加入した会員は、有権者名簿に掲載する。
3. 有権者名簿の修正事項の届出を受け付ける。
 - 1) 修正事項の内容は、氏名、選挙権の有無、選挙ブロック区、誤謬等とする。
 - 2) 届出は、文書により学会事務局気付で、選挙管理委員会に申し出る。

III 理事選挙

1. 被選挙人名簿の作成

選挙管理委員会は、有権者名簿から理事選挙規定3に規定された被選挙権のない者を除いた被選挙人名簿（案）を作成し、有権者名簿（案）と共に全会員に送付し、修正事項の届出を受け付ける。

2. 投票用紙の作成（郵送による投票の場合）

投票用紙は、理事選挙規定に従い作成する。

- 1) 投票用紙は全国区、選挙ブロック区、それぞれ別に作成する。
- 2) 全国区から6名、選挙ブロック区から各1名の計5名をそれぞれ別に総計11名を連記できる用紙とする。
3. IIで確定した有権者に、被選挙人名簿と投票用紙を発送する。又は、電磁的方法によって投票を行う。
4. 投票を締め切り、開票する。
 - 1) 全国区と選挙ブロック区から同一の被選挙人が選出されている場合も、両方を有効とする。
 - 2) 誤字等の場合、被選挙人を特定できる場合は得票数に含め、特定が不可能な場合は無効とする。
 - 3) 得票数については、全国区と選挙ブロック区でそれぞれ別々に集計する。従って全国区でも選挙ブロック区でも票が入っている場合は、票数は別々に数えられ、その票数が合計されることはない。
 - 4) 理事選挙規定に従い、全国区と選挙ブロック区から同一の被選挙人が理事候補者として選出され場合は、全国区を優先し、選挙ブロック区については次点者を繰り上げる。次点者についても同様とする。
 - 5) 得票数が同数の候補者の場合、学会の入会年月日が早い方を上位とする。入会順が不明の場合は本人の自己申告によって判断する。

5. 選挙結果の通知

- 1) 選挙管理委員会は、開票結果および理事候補者案を理事会に報告する。
- 2) 候補者案は、開票結果をもとに候補者の意思を確認したうえで作成する。
- 3) 報告内容は、全国区、選挙ブロック区の各ブロック区ごとに、次点者2名を含んだ氏名と票数とする。

- 4) 理事会で候補者を承認する。
- 5) 理事候補者名一覧を作成し、地区会長および総会に報告する。

IV 会長選挙

1. IIで確定した有権者に、会長候補者名簿（理事候補者 22 名）と投票用紙を発送する。又は、電磁的方法によって投票を行う。
2. 投票を締め切り、開票する。
3. 選挙管理委員会は、開票結果および会長候補者案を理事会に報告する。
4. 候補者案は、開票結果をもとに候補者の意思を確認したうえで作成する。候補者の承諾が得られなかった場合、次点者を繰り上げる。
5. 理事会で会長法穂者を承認する。
6. 会長候補者名簿を作成し、総会において報告する。

V 選挙結果の開示

1. 本人からの請求に応じて、本人の得票数のみを開示する。
2. 開示の請求は、本人から、学会事務局気付で選挙管理委員会に請求する。申し出にもとづいて、本人宛に開示内容を郵送する。
3. 開示期間は、選挙結果を理事会で承認した後、総会で選挙結果にもとづいて役員が確定されるまでの期間とする。

附則 1. 本内規は、施行しながら見直していくこととし、本内規の改正は、理事会の議を経て行う。

附則 2. 本内規は、2007 年 1 月 13 日の 2006 年度第 4 回理事会において制定し、ただちに施行する。

附則 3. 2007 年 6 月 30 日までは、本内規中の「理事会」及び「常任理事会」は、2002 年 6 月 29 日施行の会則にもとづく理事会とする。

附則 4. 本内規は、2007 年 6 月 2 日の 2006 年度第 8 回理事会において改正し、ただちに施行する。

附則 5. 本内規は、2008 年 5 月 24 日の 2007 年度第 4 回理事会において改正し、ただちに施行する。

附則 6. 本内規は、2011 年 11 月 12 日の 2011 年度第 2 回理事会において改正し、ただちに施行する。

附則 7. 本内規は、2014 年 6 月 27 日の 2014 年度第 2 回理事会において改正し、ただちに施行する。

附則 8. 本内規は、2024 年 6 月 15 日の 2024 年度第 2 回理事会において改正し、ただちに施行する。